

○鹿児島市観光農業公園条例施行規則（抜粋）

平成 24 年 9 月 3 日

規則第 73 号

（使用料の減免）

第 14 条 条例第 8 条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 滞在型市民農園

ア 市長が特に必要と認めるとき 市長が相当と認める額を減額又は免除

(2) 研修室等

ア 鹿児島市(以下「市」という。)が主催する行事のために研修室等を使用するとき 使用料を免除

イ 鹿児島市グリーン・ツーリズム活動団体等登録制度実施要綱(平成 19 年 11 月 26 日制定)第 4 条に規定する鹿児島市グリーン・ツーリズム登録団体等がその活動として研修室等を使用する場合で、市長が必要と認めるとき 使用料を免除

ウ 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に基づく身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく精神障害者保健福祉手帳、療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成 7 年厚生省令第 33 号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者(以下「障害者」という。)が、研修室等を使用するとき 使用料の 50 パーセント相当額を減額

エ 市内の障害者の団体が研修室等を使用する場合で、市長が必要と認めるとき 使用料の 50 パーセント相当額を減額

オ 市内の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所その他の保育施設又は市内の学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校若しくは同条に規定する幼稚園に類する施設がその行事として研修室等を使用する場合で、市長が必要と認めるとき 使用料の 50 パーセント相当額を減額

カ 市が共催する行事を行うために研修室等を使用する場合において、当該行事が本市の農業、観光、環境及び食育の振興に寄与すると認められるとき 使用料の 30 パーセント相当額を減額

キ その他市長が特に必要と認めるとき 市長が相当と認める額を減額又は免除

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、鹿児島市観光農業公園滞在型市民農園等使用料減免申請書(様式第 9)を市長に提出しなければならない。ただし、前項第 2 号ウに該当する者がその身分を証する書面を提示して研修室等を使用するとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。